

外貨表示財務諸表の換算における 単一測定単位概念と複数測定単位概念

穂 山 幹 夫

はじめに

- I. 外貨表示財務諸表の換算と連結
- II. 単一測定単位概念と複数測定単位概念
- III. 外貨尺度説と外貨尺度否定説
- IV. 連結における外貨表示財務諸表の換算と測定単位概念
- V. 単一測定単位概念と連結会計主体

おわりに

はじめに

外貨表示財務諸表の換算方法としてのテンポラル法と決算日レート法の対立は、世界の主要な会計基準が決算日レート法の採用を基本としながらも、多くの基準が場合により状況法の併用を容認するという方向で制度的あるいは実務的にはほぼ決着がつけられた感がある⁽¹⁾。多数の論者がこれまで指摘してきたように、外貨換算方法の選択は、伝統的には、外貨換算とは別の要因である外国為替相場の変動との関連において、換算の結果がもたらす換算差損益の発生とその利益への影響に大きく左右されてきたといわれている。このような換算方法の選択がもたらす利益への影響に加えて、近年は、世界的な広がりにおける会計基準調和化の動向も大きな要因として作用しているといわれている⁽²⁾。このような点では、今日の世界的な趨勢としての決算日レート法の定着は、形式的な解決でしかないとの指摘もあるように⁽³⁾、きわめて実務優先的かつ便宜的な理由にもとづくものであり、必ずしも決算日レート法の理論的妥当性が積極的に支持されたことによるものではない。このような点で、現状における世界の主要な会計基準の決算日レート法への移行は、我々を必ずしも十分に納得せしめるものではない。

テンポラル法と決算日レート法の対立は、皮相的現象として認識されるような、たんに適用すべき換算レートの選択の問題ではなく、根本的には、本国主義と現地主義という換算の基本的な視点にかかわる理論的対立として認識できる。本論文では、これらの理論的対立の延長線上の問題として位置付けられる単一測定単位概念と複数測定単位概念について検討を行なう。筆者はこれまでに発表したいくつかの論稿において、決算日レート法についての批判的検討を行ってきた⁽⁴⁾。これら

の論稿においては、もっぱら決算日レート法に内在する問題点を個別的、断片的にはあるが検討し、決算日レート法の論拠のモザイク性を指摘してきた。本論文においても、単一測定単位概念と複数測定単位概念の検討を通じて、あらためてこれらの点に関する決算日レート法の論拠の脆弱性とモザイク性を明らかにしたい。

Ⅱ．外貨表示財務諸表の換算と連結

外貨表示財務諸表の換算はいかなる目的のために行われるのだろうか。換算は異なる測定単位間の加法性を確保し、統合および比較を可能とせしめるために行われるものである。会計上は、異なる通貨単位で表示された、すなわち外貨表示された勘定残高や財務諸表を統合したり、比較したりする場合等に換算問題が生じる。外貨表示財務諸表を換算することにより、異なる通貨単位により表示された複数の財務諸表が単一の通貨単位で表示された連結財務諸表へと統合される。換算によりこれら財務諸表相互間の加法性が確保され、これら財務諸表相互間の比較および統合が可能となる。しかし、ここで問題とする換算においては、比較という点よりも、外貨表示財務諸表の単一の財務諸表への統合ということに重点が置かれる。このような統合は、本国企業の財務諸表と在外支店、営業所の財務諸表の合併、本国企業の財務諸表と在外子会社の財務諸表の連結、在外関連会社への持分法の適用といった場合に生じる。

外貨表示財務諸表の統合のための換算に関する問題は、基本的には、在外子会社の財務諸表の連結の問題として展開される。ローレンセン (Lorensen, L.) は「換算は連結財務諸表において単一の測定単位を用いる必要性にもとづいて行なわれるものである。」と述べ、換算が連結財務諸表の作成との関係においてとくに重要性を有することを指摘している⁽⁵⁾。事実、外貨表示財務諸表の換算基準としての財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下 F A S B と記す。) の『財務会計基準書』(Statement of Financial Accounting Standards) 第 8 号および第 52 号においては、もっぱら連結および持分法適用ための換算にかかわる基準であるということが明示されている⁽⁶⁾ことからこのことは容易に理解できであろう。

在外支店および営業所の経営活動は、本国企業の支配下に置かれているため、本国企業に大きく依存して遂行されていることが明確に認識できるので、それら支店や営業所の存在は本国企業の経営活動の延長線上にあるものと位置付けることが可能であるとしても、在外支店および営業所の財務諸表の換算は、技術的には、連結の問題に内包させて考察することが妥当である。また、持分法の適用は、本国企業の財務諸表上の投資勘定と在外企業の財務諸表上の資本勘定といった特定の項目間のいわば one-line consolidation という部分的統合であり、連結の観点からすれば部分連結である。したがって、持分法も連結の範疇に含めて考察することが可能である。外貨表示財務諸表の統

合の観点からの換算問題は、それゆえ、上述したように、基本的には、在外子会社の財務諸表の連結との関わりにおいて検討されることになる。

本論文では、在外子会社の外貨表示財務諸表の統合問題としての連結に焦点をあて、この観点から、外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表上用いられるべき測定単位として、単一測定単位と複数測定単位のいずれが適切であるかの問題を検討することにする。

なお、近年外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表の位置付けに関して「棲みわけ論」という新たな説が主張されている⁽⁷⁾。この説は外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表の換算問題にきわめて斬新的な視点を提供するものであり、傾聴に値するものである。この説に対する筆者の現時点における評価は別稿⁽⁸⁾で論じているが、この問題については、本論文においてはあえて言及しないことにする。

Ⅱ．単一測定単位概念と複数測定単位概念

単一測定単位と複数測定単位の問題は、外貨表示財務諸表を含めて連結財務諸表を作成する場合、在外子会社等の外貨表示財務諸表上の測定単位を連結会計上どのように反映させるかという問題である。端的に表現すれば、外貨表示財務諸表上で用いられている現地通貨を連結財務諸表上での測定単位として認めるか否かという問題である。

単一測定概念は、本国の親会社がか用いる報告通貨を統一的な測定単位として連結財務諸表上用いべきであると考えたものである。そのため、在外子会社等の現地通貨により表示された財務諸表は、それら企業が行なった個々の取引を親会社がかそのつど本国で記録をし、それら記録を集約して作成されたものかと擬制され、連結財務諸表の作成に際しては、在外子会社等の個々の外貨表示財務諸表の換算はこの擬制を反映するように行なわれることになる。したがって、個々の外貨表示財務諸表上の換算後の数値は親会社がか用いる通貨を測定単位として表現されたものとして、すなわち、単一測定単位で測定されたものと仮定される。連結財務諸表上では、それゆえ、単一測定単位が共通の測定単位とされ、連結財務諸表はこの単一測定単位で表現された換算後のこれら在外子会社等の財務諸表の集合体と考えられることになる。

単一測定単位概念の考え方にもとづいて外貨表示財務諸表の換算を行なうべきである、と主張するものに『財務会計基準書』第8号がある。当該基準書においては、換算の目的を「外貨によって測定され又は外貨建てとなっている資産、負債、収益又は費用を(a)ドルにより、(b)米国で一般に認められた会計原則に準拠して測定しかつ表現することである。」⁽⁹⁾と述べ、単一測定単位としてのドルの存在が換算において不可欠なものとして認識されている。『財務会計基準書』第8号では、換算の目的との関連において「単一の測定単位か複数の測定単位か」の問題を検討し、付録Dの「結

論の論拠」の箇所において以下のような相互に排他的な二つの換算目的を提示している⁽¹⁰⁾。

換算の目的C：換算された外貨の金額を含む財務諸表が、単一の測定単位を有すること。すなわち、外貨で測定され若しくは外貨建てとなっている資産、負債、収益又は費用をドルで表示するだけでなく、それらをドルで測定すること。

換算の目的D：資産、負債、収益及び費用の測定に用いた各々の通貨を測定単位として維持すること。すなわち、外貨で測定された資産、負債、収益及び費用をドルで表示するが、測定単位としての外貨を維持すること。

『財務会計基準書』第8号では、これらの換算の目的を連結財務諸表の作成目的との関連から検討し、その結果、「連結財務諸表の基礎となる単一企業の考え方により、測定単位は単一であることが要求される。」⁽¹¹⁾との基本的認識にもとづき、単一測定概念の考え方を是としている。すなわち、「連結財務諸表の目的は、主として、親会社の株主及び債権者のために、実質上、あたかも連結グループがいくつかの支店又は部門を有する単一の企業であるかのごとく、親会社とその子会社の経営成績及び財政状態を表示することにある。」⁽¹²⁾とし、「上記の目的（連結財務諸表の目的－引用者注。）と首尾一貫するために、在外事業を含むグループ全体の取引について、あたかもその取引が単一企業のものであるかのごとく換算すべきであると信じる。」⁽¹³⁾という点を単一測定単位が用いられるべき最も大きな理由としている。『財務会計基準書』第8号では、単一測定単位がとられるべき理由として、「測定単位としてドルではなく外貨を採用すれば、ある資産の換算ドル原価は、その資産が記録される会計記録の任意な選択によって、影響される」⁽¹⁴⁾、あるいは「単一の財務諸表に複数の測定単位を使用するならば、その結果について疑問を生ずる」⁽¹⁵⁾等の理由をも指摘している。しかし、『財務会計基準書』第8号では、基本的には、連結財務諸表の作成目的の観点から、すなわち、親会社の立場を重視する資本主説にもとづく連結観から換算の目的を展開し、その結果として単一測定概念を支持しているといえる。このような考え方にもとづく単一測定単位概念は、本国主義の考え方に対応する換算方法としてのテンポラル法とも論理的には何らの矛盾もなく対応し得るものであるといえる。

これに対して、複数測定概念は、個々の在外子会社等がその外貨表示の財務諸表上で用いているそれぞれの現地通貨を測定単位として反映せしめるように連結財務諸表への統合が行なわれるべきであると考えらるものである。すなわち、外貨としての現地通貨での測定を行なうことを認めるものである。『財務会計基準書』第8号および第52号によれば、「外貨で測定する」ということは、「報告通貨以外の通貨単位で項目の属性を定量化することである。」⁽¹⁶⁾とされている。したがって、複数測定単位の考え方によれば、在外子会社等が所在する現地で行なわれた取引活動は現地通貨で記録され、現地通貨を測定単位とした財務諸表へと集約されたものとして作成される。複数測定単位の

考え方によれば、そのようにして作成された外貨表示財務諸表は、原財務諸表上の項目間の関係をそのまま保持するように換算日の為替レートで一律に換算され、親会社の連結財務諸表へと統合されることになる。現地通貨により表示された財務諸表が、各項目間の関係が何ら破壊されることなくそのままの形で連結財務諸表へと統合されることになるので、測定単位としての現地通貨が連結財務諸表上でも換算後の数値として生かされて、連結財務諸表が作成されることになる。複数測定単位概念のもとでは、このように、個々の外貨表示財務諸表が測定単位として用いる複数の現地通貨による測定結果がそのまま連結財務諸表上に反映されていると考えられるのである。

複数測定単位概念の考え方にもとづいて外貨表示財務諸表の換算を行なうべきである、と主張するものに『財務会計基準書』第52号がある。当該基準書においては、機能通貨アプローチ⁽¹⁷⁾がとられているため、親会社の報告通貨のみならず、在外子会社等の使用する現地通貨をも測定単位として認める考え方がとられている。当該基準書では、「単一通貨概念は、(a)財政状態及び期間利益の測定の際の有効な加減算を行うため、及び(b)ドルで表示され、取得原価基準で作成された連結成績の理解と容易さと表示の正確さのために必要不可欠であると考え。」⁽¹⁸⁾と述べ、財務諸表の読者にとって、連結財務諸表が共通の基準——すなわち、単一の測定単位——で作成されることのほうがより役立つと考えらるという考え方があることを指摘しているものの、単一測定概念の必要性を否定している。すなわち、換算の目的を「(a)為替レートの変動が、企業の資金の流れ及び持分に与えると予測される経済的效果と一般的にいて首尾一貫した情報を提供する。(b)米国で一般に認められた会計原則に従って機能通貨で測定された個々の連結事業単位の財務成績や項目間の相互関係を連結財務諸表の上に反映する。」⁽¹⁹⁾とし、この場合、「米国の一般に認められた会計原則に従って作成された財務諸表であれば、ドル以外の通貨でも報告通貨であり得る。例えば、外国企業が米国の一般に認められた会計原則に従って現地通貨で報告をすることもあり得る。」⁽²⁰⁾との見解を示している。『財務会計基準書』第52号では単一測定単位に関して、「複数の通貨環境で事業を行っている企業にとっては、真の意味の『単一測定単位』は事実問題として存在していないと確信している。」⁽²¹⁾述べ、さらに、「『単一測定単位』に固執することは事実を無視した錯覚的なものであるという結論に達した。」⁽²²⁾としている。その理由は、以下の点に求められる。すなわち、単一測定単位という前提は「在外事業を含むグループ全体の取引を、あたかもすべての事業が親会社の国内活動の延長であり、あらゆる取引が親会社の報告通貨で行われ、かつ測定されたかのように連結財務諸表上に反映する。その前提は、現実には在外事業単位の資産、負債及び事業活動がしばしば他の経済環境、他の通貨環境の下に存在し、そのような異なった環境の中で外貨による資金を稼得し費消しているという事実を無視している。すべての外貨建取引をあたかもそれらがドル建てで発生したかのごとく再測定することを要求するのであれば、『単一の測定単位』アプローチは、在外事業単位が複数の外

貨を用いて資産を取得し、負債を負担及び決済し、またその他の事業活動を行っているという事実をぼやかしてしまう。」⁽²³⁾と考えられるからである。この考え方の背景には、在外事業体の本国企業からの独立性を認め、それら企業の置かれた経済的、社会的環境を明確に認識した上で換算が行われねばならないという、強力な現地主義の思考がある。それらの経営活動の実態をより適切に反映するためには、現地通貨を測定単位として認める複数測定単位の考え方が妥当であり、単一測定単位の考え方は複数の測定単位の存在の事実をおおい隠してしまう⁽²⁴⁾と考えられるからである。

結局、複数測定単位概念は、在外子会社等の現地における活動を適切に反映する現地通貨を測定単位として用いるべきであるという点で、現地主義の考え方とこの考え方に対応する換算方法としての決算日レート法の延長線上に必然的に位置付けられる考え方であるといえる。ただし、この場合、換算と連結との関連性、すなわち、連結財務諸表がいかなる目的で、またどのような視点から作成されるべきであるのかといった、基本的な問題に対する配慮がきわめて希薄であるということを指摘しておかなければならないであろう。

Ⅲ．外貨尺度否定説と外貨尺度説

外貨表示財務諸表の換算とのかかわりにおいて、単一測定単位概念と複数測定単位概念の問題がクローズアップされたのは1975年の『財務会計基準書』第8号の公表以降である。わが国においては、それ以前の1970年代初頭に染谷恭次郎教授は、「為替相場の変動に伴う会計処理を考える場合、筆者は外国貨幣単位を会計上の測定尺度として認めるかどうかという、いっそう基本的な問題として接近しなければならないと思っている。」⁽²⁵⁾として、すでにこの問題を論じている。同教授は、外国貨幣単位もまた自国貨幣単位とともに測定尺度として認める考え方を外貨尺度説あるいは複数貨幣尺度説と呼び、会計上の測定単位は自国貨幣単位のみに限定し、外国貨幣単位に会計上の測定尺度たる地位を与えない考え方を外貨尺度否定説あるいは単一貨幣尺度説と呼んでいる⁽²⁶⁾。この外貨尺度否定説は、外国貨幣を測定尺度としてでなく、自国貨幣単位によって測定される対象とみている点で、外貨商品説と呼んでもよいと同教授はされている⁽²⁷⁾。外貨尺度説は、すでに述べた複数測定単位概念に、また外貨尺度否定説はすでに述べた単一測定単位概念にはほぼ内容的には対応するものである。

以下、染谷教授の主張される外貨尺度否定説と外貨尺度説の内容の要点を紹介してみよう⁽²⁸⁾。

外貨尺度否定説は、国際的に営まれる経済活動が国内における経済活動に比べてごく限られたものでしかなく、国際的な経済活動を測定するための独立の会計単位を設けないような場合に典型的に適用される。このような場合には、諸取引が外貨建てで契約されても、会計上はすべて取引発生時にその時点の為替相場で自国貨幣単位に換算して測定し、国内における経済活動を測定した

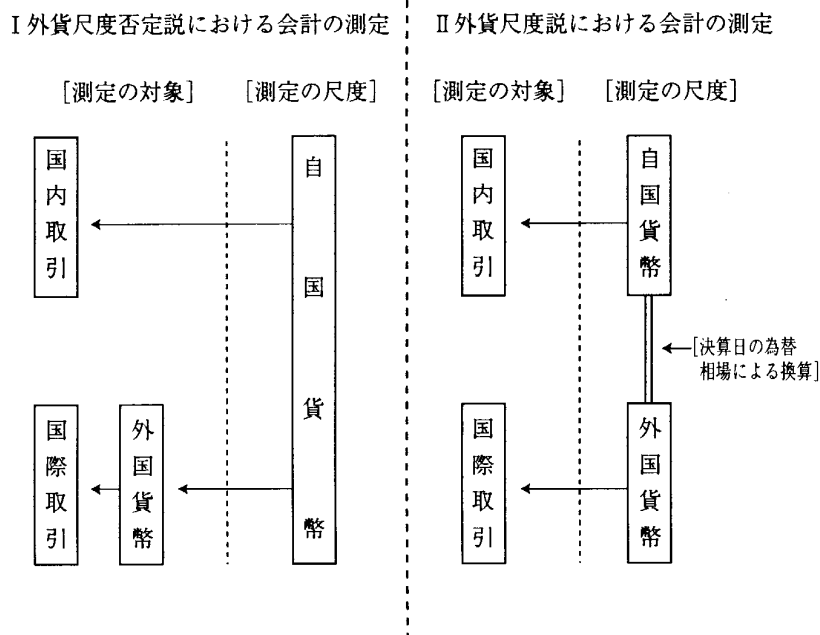
のとまったく同様に扱われることになる。また、この考え方のもとでは、為替相場の変動は測定尺度の側の問題ではなく、測定対象の側の問題であると考えられるので、為替相場の変動がただちに会計における測定に影響を及ぼすことはないと考えられる。為替相場が変動した場合の測定は、所有する商品の時価が変動した場合の測定や債権の貸倒れが予想される場合の測定と本質的に異なるものではないといえる。したがって、外貨尺度否定説のもとでは、為替相場の変動に伴ない発生する換算差損益の測定のみを特別に扱う理由はなく、国内における経済活動の測定に適用されるものとまったく同じ会計原則に従って測定が行なわれることになる。それゆえ、為替差益と為替差損とを同一視する考え方はなく、為替差損の認識はしても、為替差益を認識しないという論理が導きだされる。

他方、海外における経済活動が国内における経済活動に対して重要な割合を占める場合や、経済活動が多数の国にわたって営まれ、その活動領域に関して、どの国が自国でありどの国が外国であるのかを区別することができないような場合がある。このような場合には、それぞれの国において営まれる経済活動は、支店会計あるいはその他の独立の会計単位を設け、それぞれの国の貨幣単位をもって測定されることになる。国別に異なった貨幣単位をもって測定された結果は、会計期末に、自国貨幣単位に換算して財務諸表が作成される。このように、国際的な経済活動について、国別に独立した会計単位を設け、それぞれの国の貨幣単位をもって測定を行なう場合、外国貨幣単位による測定を正式な会計測定の方法と認める立場、すなわち、外貨尺度説が妥当であると考えられる。また、為替相場の変動を、会計における測定尺度としての外貨の変動の側の問題として受けとめることがいっそう適切である。

会計において貨幣が測定尺度として用いられる理由は、(1)貨幣が社会において、あらゆる財貨や用役の価値を測定する共通の尺度であり、(2)貨幣が支払手段として用いられる、という2点に求められる。外国貨幣も諸種の財貨や用役を測定する共通の尺度として機能し、また支払手段として使用できることは、自国通貨と異なるところはなく、外国通貨の会計における測定尺度性を否定する理由はまったく見当たらない。それゆえ、外国で購入された資産の価額は外国通貨で記録し、取得時の為替相場を引き合いにだして自国通貨額に換算する必要もなくなる。したがって、外貨尺度説のもとでは、外国貨幣単位で測定された財務諸表の諸項目は、一律に会計期末の為替相場で自国貨幣単位に換算されることになる。また、外貨尺度説のもとでは、為替相場の変動は、測定尺度の側の問題として理解されるので、為替相場の変動の結果生じた為替差損益は、通常の損益と異なるものと考えられ、測定尺度の標準の変化から生ずる損益として、貨幣価値変動により生じた損益と同じ範疇に属するものと考えられることになる。

染谷教授の外貨尺度説および外貨尺度否定説の内容は以上のように要約できるが、同教授は、こ

れら両説の要点を以下のように比較して図示されている⁽²⁹⁾。



染谷教授の外貨尺度説は、独立的な在外子会社等の外貨表示財務諸表を、現地主義の考え方にもとづき、現地通貨を測定単位として反映させる換算方法としての決算日レート法の論理の展開と軌を同じくしている。また、外貨尺度否定説は、従属的な在外子会社等の外貨表示財務諸表を、本国主義の考え方にもとづき、本国通貨を測定単位として反映させる換算方法としてのテンポラル法の論理の展開と軌を同じくしている。

わが国では外貨換算の問題が端緒についたばかりの1970年代初頭に、外貨表示財務諸表の換算にかかわるこのような重要な問題を、その後におけるこの問題の展開と軌を同じくするような発想のもとに、染谷教授はすでに論じていた。今日の時点でまったく古さを感じさせない染谷教授の問題意識の確かさと、独創性と先見性に満ちた洞察力には感嘆を禁じ得ない。このような点においては、染谷教授の外貨尺度説と外貨尺度否定説は、わが国における外貨換算会計の歴史的展開過程の中で高く評価されるべきものと思われる。

Ⅳ．連結における外貨表示財務諸表の換算と測定単位概念

外貨表示財務諸表の換算は、「はじめに」で述べたとおり、基本的には、連結財務諸表作成のために必要とされるものである。したがって、単一測定単位概念と複数測定単位概念の問題は、連結財務諸表作成の視点から検討され、評価されるべき問題でもある。結論から先に言えば、連結会計においては、単一測定単位概念が適切なものとして用いられるべきである。その理由は、第一に、単一測定単位概念により連結会計における計算の同質性が確保され得るからである。第二に、現地主義の思考にもとづき、現地通貨等の在外子会社等の使用する通貨を測定単位とすべきとする複数測定単位概念は、連結の思考と著しく矛盾するという点である。以下、これらの理由の詳細を述べることにする。

連結会計において、単一測定単位概念が用いられるべきである第一の理由は、連結会計における計算の同質性の確保という点に求められる。外貨表示財務諸表が、単なる情報提供や比較のために、それ自体の便宜的な利用のためであるならば、どのように換算されようとした問題は発生しない。連結財務諸表を作成する場合には、異なる通貨を測定単位とする外貨表示の個別財務諸表を単一の財務諸表へと統合することが必要である。この統合は、連結財務諸表の情報としての有用性を確保するように行われなければならない。すなわち、連結財務諸表の作成を前提として換算が行われる場合、換算を通して行われる異なる通貨単位で表示された財務諸表の連結財務諸表への統合は、連結財務諸表が企業集団全体にかかわる総合的な計算体系のアウト・プットとして有する情報としての機能を何等損なうことなく行われなければならない。このためには、同質性を有する共通の基盤に立脚して個々の財務諸表が作成されているものと仮定し、この同質性を確保するように換算が行われた上で、それらの統合が行われなければならない。同質性のない財務諸表相互間には何等の加法性も認められないのであり、そのような統合は「単なるモザイクでしかない」⁽³⁰⁾結果をもたらすことになる。連結会計における財務諸表相互間の同質性は、具体的にはどのようにして保証されることになるのだろうか。

この点に関連して森藤教授は、「連結会計がひとつの統合的な価値計算システムとして有効に機能するためには、それは、少なくとも、(イ)計算対象の同質性、(ロ)数量測度の単一性、および(ハ)処理手続きの一貫性、という3つの必要条件を充足していなければならない。」「⁽³¹⁾ことを明快に指摘されている。

森藤教授が指摘されているように、連結会計においては数量測度の単一性、すなわち、連結の対象となる財務諸表全体に共通する単一測定単位としての単一通貨の存在が必須の条件になる。取得原価主義会計のもとで、連結が国内企業の財務諸表あるいは同一通貨圏内においてのみ行われている場合には換算問題は全く生じないし、単一測定単位の決定に関して何等の考慮を払う必要もない。

単一測定単位の問題は、外貨表示財務諸表を含む連結会計に特有の問題として発生する。外貨表示財務諸表の換算とのかかわりで考えるならば、換算はこれら異なる測定単位による外貨表示財務諸表を、単一測定単位で表示し得る財務諸表への統合のための変換過程として認識できるのである。この単一測定単位概念の必要性は、連結会計における計算対象の同一性という必要条件から必然的に導きだされる。このことにより、換算を通じて異なる測定単位である外国通貨により表示された財務諸表相互間の加法性が具体的に保証されることになる。複数測定単位概念がとられた場合には、当然のことながら、同一の財務諸表の中に、二つ以上の異なる測定単位が混在することになり、開示された数値の意味を不明なものとすることになる⁽³²⁾。このような複数測定単位概念の欠点は、単一測定単位概念が用いられるべき消極的理由として認識することも可能であろう。

なお、外貨表示財務諸表の連結に際して、単一測定単位が用いられる場合に留意すべき点は、共通の通貨単位を単一測定単位としてたんに用いるということの意味するのではないという点である。本国の親会社の通貨単位へ換算された外貨表示の財務諸表は、もとの財務諸表上で測定された属性を保持しているとともに、この属性は本国の親会社の財務諸表上の属性と同質的であるがゆえに加法性を有しているのであり、これら財務諸表は連結され得るのである。したがって、単一測定単位は、計算対象の同質性を実質的に保証する測定単位であることが含意されていなければならない。柴教授はこの点について、「どのような換算方法によっても邦貨に再表示されているのであるから統一表示は一応達成されている。しかしながら、同質的な測定単位によらないで達成された統一表示は外見上のものにすぎない。それゆえ、外貨換算にあっては本国における測定単位と同一の測定単位を得る方法が選択されなければならない。」⁽³³⁾と述べている。嶺教授も同様に、「測定単位の同質性は、数値の実質的同質性を担保するが、表示単位の同質性は、数値の形式的同質性を担保するにすぎないのである。」と述べている⁽³⁴⁾したがって、測定基準と為替レートとの時間的対応関係を全く不問として外貨表示財務諸表を換算した結果得られた数値は、たとえ同一の測定単位としての体裁を有していたとしても、もとの財務諸表上の属性を無視したものであり、実際上は単一測定単位としての機能を何等有していない。このようにして得られた換算後の数値による連結財務諸表の作成は、たんなる機械的な会計数値の合算過程以外のものでしかない。このような換算は会計的測定の範疇を外れている。たとえば現地通貨を測定単位として保持した上で行われる換算について、白鳥教授は「このような換算は、単なる表示金額の変換にとまなう数値の変更にすぎない。それは、会計的認識・測定の枠外におけるまったく機械的なプロセスにすぎないとみられる。」⁽³⁵⁾と明確に指摘されている。ローレンセンもこの点に関連して、「資産の外貨表示の取得原価に現在の為替レートを乗ずることは、フィートによる机の高さに換算係数を乗じることが机の幅を測定する結果となる、といった場合の資産の測定値以外のなにものでもない。」⁽³⁶⁾と述べている。

単一測定単位概念が用いられるべき第二の理由は、単一測定単位概念は親会社概念にもとづく連結の考え方と、本国主義の観点にもとづく換算の考え方となんら矛盾することなく、両立し得るものであるという点に求められる。このことは、裏返して言えば、複数測定単位概念は、現地主義の思想に支えられているものであり、この思想は連結の考え方と著しく矛盾する考え方であるということをも物語っている。

すでに私自身、別稿⁽³⁷⁾において明らかにしたように、在外子会社等の独立性を正当に認めるならば、在外子会社等を親会社の傘下とせず、また、その結果として連結の対象とせず、親会社の束縛から解放し、独立させることが必要となろう。このような措置をとらずに、在外事業体を子会社等として位置付け、連結の対象とすることは、在外子会社等を本国における親会社の支配統制下に置くことを意図しているからに他ならないと考えられる。在外事業体を、子会社として認識しながら、その独立性を認めるべきであるとする考えは明らかに論理矛盾を内在させている。親会社が在外事業体を子会社等として位置付ける以上、連結はこのような親会社の意図を適切に反映するように、親会社の観点から行なわれるべきである。したがって、連結は本国企業の親会社の立場を重視する親会社説の観点から行なわれるのが妥当である。とするならば、連結を目的とした外貨表示財務諸表の換算も、親会社説の立場を反映するように行なわれるのは、当然の帰結である。すなわち、連結における外貨表示財務諸表の換算は本国主義の観点から行なわれるべきことが妥当であると考えられるのである。

以上のような、単一測定単位概念の妥当性に加えて、現地主義の考え方は、連結財務諸表の作成と相容れないものであるという点も指摘しておく必要もあろう。複数測定単位概念を支持する『財務会計基準書』第52号や外貨尺度説の考え方は、複数測定単位を用いることにより在外子会社等の現地企業の活動状況が財務諸表に適切に反映されるという、あるいはされるべきであるという期待や信念に支えられている。すなわち、嶺教授が指摘されているように、「複数測定単位概念は、機能通貨による測定結果を、その本質を変えないように連結財務諸表に反映させようとする意図（換算目的）を達成するために主張された概念であり、この背景には、機能通貨で測定された在外事業体の財務諸表こそが、その業績および財政状態について最も有用な情報を提供できるという考え方がある。」⁽³⁸⁾のである。連結財務諸表の作成を前提とした場合には、個々の在外子会社の存在やそれらの経営活動の実態は単一の連結された財務諸表の中に埋没せしめられてしまうので、個々の在外企業の経営活動の実態を把握するという要請には連結財務諸表は十分に応え得ないものである。このことは、複数通貨の環境が事実として存在していないと主張するわけでもなく、事実を無視した錯覚でもない。連結財務諸表が企業集団全体を単一の会計実体として擬制することによる宿命的な限界である。在外子会社が親会社と異なる測定単位を用いているという事実や、個々の在外子

会社の経営の適切な把握は、むしろ個別財務諸表によってこそ可能となる。現地主義の思考を徹底させれば必然的に個別財務諸表の作成が要請されることになり、連結財務諸表の作成は否定せざるを得ないものとなろう⁽³⁹⁾。現地主義の考え方はこのような自家撞着に対する認識が全く欠如しているといわざるをえない。現地主義の思考は、連結財務諸表の視点というよりも、むしろ現地企業の個別財務諸表指向の思想と言えるものである。現地主義の主張は、現地企業の個別財務諸表の作成によりもっとも適切に達成され得るものとの発想の転換をさせれば十分に解決されるものである。

以上、検討してきたように、単一測定単位概念を放棄し、複数測定単位概念を重視する『財務会計基準書』第52号の考え方や、外貨尺度説にもとづき、換算を「単なる集合のための計算的手段でしかない。」⁽⁴⁰⁾といった主張は、連結会計における計算の同質性を否定するものである。また、複数測定単位概念を支える現地主義の考え方は連結会計とも矛盾するものである。これらの理由にもとづき、外貨表示財務諸表の換算においては、単一測定単位概念が用いられるべきであると考えられる。

VI. 単一測定単位と連結会計主体

単一測定単位との関わりにおいて検討しなければならないもう一つの問題は、単一測定単位としての通貨、すなわち報告通貨の決定はどのように考えられるべきかということである。機能通貨アプローチを採用する『財務会計基準書』第52号では、機能通貨の決定のためのいくつかの指標を明示してはいるが⁽⁴¹⁾、報告通貨については、基本的には親会社が用いる本国通貨とすることを当然のこととして、暗黙のうちに是認しているようである⁽⁴²⁾。ミューラー (Mueller, G.H.) はこの単一測定単位としての通貨は、具体的には、以下のいずれか一つの基準にもとづいて選択されるであろうことを指摘している⁽⁴³⁾。

- (1) 会社設立国の通貨
- (2) 主たる営業取引に用いられる通貨
- (3) 主要株主が居住している国の通貨
- (4) 永久投下資本の主要部分が拠出された国の通貨
- (5) 通常配当の支払いに用いられる通貨
- (6) 長期的にみて比較的安定度の最も高いと考えられる通貨
- (7) ある観念的な通貨（これはある種の貴金属の含有量、あるいは国際通貨換算基準との関係で決定されるであろう。）

これらの基準のうち、一般的にいて、単一測定単位としての報告通貨は、親会社が設立されて

いる本国における通貨が用いられている。この現実的な理由についてミューラーは「国際企業のための会計に用いる適切な通貨を選択するという総合的な問題に対する解決策は、会社が各国の通貨と同様に法律の産物であるという事実に求められるように思われる。このことは、おそらく国際企業の会計に用いる主要通貨は、設立国の通貨であるべきことを示唆している。」⁽⁴⁴⁾と述べている。親会社が設置されている国において流通し、共通尺度として、また支払い手段として用いられている通貨を、測定尺度として用いることはきわめて常識的な考え方であり、何ら異論をはさむべき余地はない。ただし、連結のための換算との関連で考える場合、このような法的視点のみを論拠とするだけでは不十分であろう。

単一測定単位としての報告通貨の決定は、理論的には、連結財務諸表の作成をどのような視点にもとづいて行うかということとの関連において考えらるべきである。結論から先に言えば、この単一測定単位としての報告通貨は、親会社の所在国の通貨が選択されるべきである。この理由は、在外子会社は親会社の支配統制のもとで経営活動を行っていると考えることが妥当であり、連結財務諸表はそれゆえ親会社の観点から作成されるべきであると考えられるからである。このことは、また、連結財務諸表の作成主体を親会社とするということと表裏一体の関係にある。親会社は在外子会社をその傘下に置いて当該企業集団の指揮、統制を行なっている以上、当然のことながら連結会計における連結財務諸表の作成主体として位置付けられるべきである。とりわけ、国境を越え、国際的な広がりで行なっている企業が、異なる通貨で表示された個々の財務諸表を統合して連結財務諸表の作成をする場合には、その作成主体が親会社であることを明確に認識する必要がある。企業実体説にもとづき、企業集団全体を作成主体とするような、作成主体の曖昧な連結財務諸表などというものは、国際的に経営活動を展開する企業には現実問題としては到底適用し得ない。このことは、連結財務諸表の作成においては親会社がその作成主体となることにより、連結財務諸表は然るべき国籍を有すべきことを意味している。ミューラーはこの点について、「財務諸表を連結する際には、外国通貨の換算の方法が注意深く選定され、連結財務諸表の最終的な籍が正しく反映されることが要求される。」⁽⁴⁵⁾と述べている。

先にも述べたように、連結会計においては、企業集全体の立場から連結財務諸表が作成されるという企業実体説が主張されることもある。このような主張がなされたとしても、そのような主張は在外子会社を含む国際的な次元を有する連結会計においては、連結財務諸表の作成の基盤を曖昧にするのみであり、理念的、観念的にのみ有効な主張にすぎない。現実問題として、連結における測定単位の決定はもとより、準拠すべき会計原則や会計基準、諸法令等の決定といった具体的問題に関しては、連結集団において親会社が指揮、統制の中心にある以上、親会社の所在国のものが採用されることが当然と考えられる。実体説にもとづく連結観によれば、在外子会社等の所在国の会

計原則や基準が尊重され、それらが連結財務諸表のなかに反映されねばならないことになる。法的制度や通貨を同じくする国内における連結の場合には、連結集団全体が共通の同質的な社会的、経済的環境に帰属しているため、企業集団全体を連結財務諸表の作成主体とすることにはなんらの問題もない。しかし、経営活動が国際的な広がりを持ち、異質な経済、社会環境に帰属する企業をも有する企業集団の場合には、多様な環境に置かれている集団内の個々の企業の経営活動を連結財務諸表へと統一し、収斂するための核となるべき企業の存在が絶対に不可欠である。そのような核となるべき企業の存在を否定する企業実体説は、連結財務諸表の作成に関してむしろ混乱を助長するのみで、なんら問題解決の解決に寄与し得る力を有していない。事実、本国主義の立場からテンポラル法による換算を主張する『財務会計基準書』第8号においても、現地主義の立場から決算日レート法を基本としながらも、場合によっては状況法が適用されるべきことを主張する『財務会計基準書』第52号においても、「米国で一般に認められた会計原則に準拠して」換算が行なわれるべきことが主張されている⁽⁴⁶⁾。このことは、事実上、米国企業を親会社とする連結会計においては、米国の企業を主体とする連結財務諸表が作成されるべきことを物語っているといえるであろう。すなわち、現実には、親会社概念にもとづいて連結が行なわれることを物語っているといえる。さらにいえば、現地企業の状況を適切に反映すべきとする現地主義を主張する決算日レート法の論拠や『財務会計基準書』第52号の主張は、現地企業の状況を適切に反映することを主張しながら、一方において現地企業が適用している会計原則を無視し、本国企業の会計原則の適用を主張するという点で、著しい論理的な矛盾を露呈していることになる。以上の検討からも明らかなように、在外子会社を含む連結財務諸表において用いられる単一測定単位としての通貨は、連結財務諸表作成の視点から考えて、親会社の立場から決定されるべきであろう。当然のことながら、それは親会社の通貨あるいはその所在国の通貨となるであろう。親会社通貨を用いることには、現地の企業の置かれた状況についての判断や現地企業の経営管理や意思決定にとっては不適切であるといった批判もある。たとえば、ジャコビ (Jacobi, M.H.) は「メキシコ・ペソ指向の意思決定が実際には必要とされている場合にですら米ドル (本国通貨を意味する。引用者注。) 指向の意思決定が行われることがある。」⁽⁴⁷⁾と述べている。しかし、これまで度々指摘してきたように、連結財務諸表は親子会社からなる企業集団を、親会社からみてこれを単一の会計実体と擬制して作成された財務諸表である。個々の現地企業の意思決定や業績評価に役立つのは、連結財務諸表よりも、現地企業の個別財務諸表であることは火を見るよりも明らかなことである。連結財務諸表を個々の在外企業の個別的な経営管理上の情報として有効に役立てようとする考え方自体に無理があることを十分に認識する必要があるであろう。

おわりに

以上、外貨表示財務諸表の換算における単一測定単位概念と複数測定単位概念について、連結会計の視点から考察を行ってきた。

本論文においては、外貨表示財務諸表の換算の目的は、連結財務諸表の作成のために行なわれるものであることを最初に明らかにした。次いで、外貨表示財務諸表の換算に際して用いられる測定単位概念としての、単一測定単位概念および複数測定単位概念の内容と、それらが主張される論拠をFASBの二つの『財務会計基準書』、第8号と第52号を手がかりとして検討した。さらに、これら単一測定単位概念と複数測定単位概念との関わりで、これら概念と同一の考え方を展開されている染谷恭次郎教授の外貨尺度否定説と外貨尺度説の紹介を行なった。その後、連結会計との関連で、単一測定単位概念複数測定単位概念の検討を行なった。

本論文の冒頭においても述べたように、外貨表示財務諸表の換算は、基本的には、連結財務諸表作成のために行なわれるものである。したがって、外貨表示財務諸表の換算問題は連結財務諸表の作成とのかかわりで検討されることが必要である。単一測定単位概念は本国主義の思考にもとづいて主張されるものである。本国主義の考え方は、在外子会社等は本国の親会社に従属して経営活動を行っており、換算もこの関係を反映するように行なわれなければならないと考えるものである。この考え方は、親会社が企業集団の主体となり、連結財務諸表はこの親会社の観点から作成されるべきであるという連結会計における親会社概念と何らの矛盾もなく対応する。本国主義の考え方も、親会社概念の考え方も、ともに親会社が在外子会社等の事業体の中心に存在し、これら在外事業体に対する指揮、統制を通じてこれらをその支配下に置いているという、共通の認識を有している。このように考えた場合、外貨表示財務諸表の換算における本国主義のもとで主張される単一測定単位概念は、親会社概念にもとづく連結会計においても妥当なものと考えられる。本論文においては、単一測定単位概念は連結会計における計算の同質性を確保せしめるものであるという点と、連結会計の観点からこのような論理的一貫性という理由にもとづいて単一測定単位概念が妥当であるとの結論を明らかにした。

複数測定単位概念は、現地主義の考え方にもとづいて主張されるものである。本論文でも明らかにしたとおり、現地主義の考え方を徹底させれば、連結会計は否定されることになる。それゆえ、現地主義の考え方にもとづいて連結会計を考えることは、その出発点から大きな矛盾を抱えることになる。外貨表示財務諸表の換算を連結会計の観点から考えるかぎり、現地主義にもとづいて主張される複数測定単位概念は否定されざるを得ないものである。

以上の考察を通じて明らかにしたとおり、現地主義とこの考え方にもとづいて展開される換算方法としての決算日レート法は、連結会計の視点を著しく欠いているものと言わざるを得ない。決算

日レート法がこの連結会計の視点の欠如を今後どのように克服して行くかが、決算日レート法の妥当性を主張し、我々を説得するための鍵となるであろう。

(注)

- (1) 状況法を採用する世界の主要な会計基準の内容については以下の論文を参照されたい。
 榊原英夫 「外貨表示財務諸表の換算方法に関する研究 3－状況別換算法の研究－」、『富山大学経済学部 富大経済論集』、第42巻、第1号 (1996年7月)、98頁～110頁。
- (2) T.H. Evans, M.E. Taylor and O. Holzman, *International Accounting and Reporting*, (New York, N.Y., Macmillan Publishing Company, 1985), p.201.
- (3) Walther Busse Von Colbe, "Foreign Currency Translation", in S.J. Gray and A.G. Coenenberg, eds., *International Group Accounting-International Harmonization and the Seventh EEC Directive*, (London, Croom Helm Ltd., 1988), p.223.
- (4) 穂山幹夫 「外貨換算会計に関する基礎的考察」、『会計』、第132巻、第6号 (1987年12月)。
 " 「決算日レート法の批判的検討」、『経営論集』、第30号 (1988年3月)。
 " 「決算日レート法と現地主義」、『産業経理』、第49巻、第1号 (1989年4月)。
- (5) L. Lorensen, *An Accounting Research Study No.12: Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, (New York, N.Y., AICPA, 1972), p.12.
- (6) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.8: Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, (Stamford, Conn.: FASB, 1975), par.2. 日本公認会計士協会国際委員会訳『米国FASB財務会計基準書・外貨換算会計 他』、同文館、1984年、146頁。
 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.52: Foreign Currency Translation*, (Stamford, Conn.: FASB, 1981), par.2. 同上訳書、307頁～308頁。
- (7) 外貨建取引等会計処理基準研究委員会 『外貨会計基準をめぐる論点』、企業財務研究会、1994年6月、98頁。
 新井清光 「外貨建取引等会計処理基準の主な改訂事項について」、『企業会計』、第47巻、第9号 (1996年9月)、77頁。
- (8) 穂山幹夫 「外貨建取引等会計処理基準の改訂にかかわる問題点」、『経営論集』、第43号 (1996年3月)、143頁～145頁。
- (9) FASB(1975), par.6. 前掲訳書、148頁。
- (10) *Ibid.*, par.79. 前掲訳書、174-175頁。
- (11) *Ibid.*, par.92. 前掲訳書、179頁。
- (12) *Ibid.*, par.87. 前掲訳書、177頁。
- (13) *Ibid.*, par.88. 前掲訳書、177頁。
- (14) *Ibid.*, par.91. 前掲訳書、179頁。
- (15) *Ibid.*, par.92. 前掲訳書、179頁。
- (16) *Ibid.*, par.3. 前掲訳書、147頁。

- FASB(1981), *op. cit.*, par.4. 前掲訳書、309頁。
- (17)機能通貨アプローチの詳細については、以下を参照されたい。
- 穂山幹夫 「『機能通貨』アプローチの批判的検討」、『経営研究所論集』、第16号（1993年2月）、219頁～241頁。
- (18)FASB(1981), *op. cit.*, par.38. 前掲訳書、323～324頁。
- (19)*Ibid.*, par.4. 前掲訳書、309頁。
- (20)*Ibid.*, par.4 前掲訳書、309頁。
- (21)*Ibid.*, par.85. 前掲訳書、346頁。
- (22)*Ibid.*, par.88 前掲訳書、347頁。
- (23)*Ibid.*, par.75. 前掲訳書、343頁。
- (24)*Ibid.*, par.86. 前掲訳書、346頁。
- (25)染谷恭次郎 「為替相場の変動と会計」、『会計』、第101巻、第2号（1972年2月）、67頁。
- (26)染谷恭次郎、前掲論文、67頁。
- (27)染谷恭次郎、前掲論文、67頁。
- (28)染谷恭次郎、前掲論文、67頁～72頁。
- (29)染谷恭次郎、前掲論文、72。頁
- (30)加古宜士 「外貨情報－海外活動の拡大と外貨建取引等会計処理基準－」、『企業会計』、第41巻、第1号、95頁。
- (31)森藤一男 「『基礎理論』確立の必要性－機能通貨アプローチをめぐる論点－」、染谷恭次郎編著 『会計学の国際的展開』、中央経済社、1989年、162頁。
- (32)白木俊彦 『外貨換算会計基準の国際的調和』、中央経済社、1995年3月、198頁。
- (33)柴 健次『外貨換算会計論』（大阪府立大学経済研究叢書第65冊）、大阪府立大学、1987年3月、38頁。
- (34)嶺輝子 『外貨換算会計の研究』、多賀出版、1992年2月、193頁。
- (35)白鳥庄之助「取得原価基準と外貨換算」、『会計』、第125巻第3号、90頁。
- (36)L. Lorensen, "Misconceptions about Translation", *Canadian Chartered Accountants*, March 1973, p.24.
- (37)穂山幹夫、前掲論文（1988年3月）、25頁～26頁。
- (38)嶺輝子、前掲書、192頁。
- (39)連結財務諸表と現地主義の関係についての詳細、は穂山幹夫、前掲論文（1988年3月および1989年4月）を参照されたい。
- (40)染谷恭次郎『国際会計－新しい企業会計の領域－』、中央経済社、1988年3月、89頁。
- (41)FASB(1981), *op. cit.*, par.42. 前掲訳書、329頁～331頁。
- (42)*Ibid.*, par.4. 前掲訳書、309頁。
- (43)G.H. Mueller, *International Accounting*, (New York, N.Y., The Macmillan Company, 1967) p.208. 兼子春三監訳 『国際会計論』、ペリかん社、1969年、273頁。
- (44)*Ibid.*, p.212. 前掲訳書、278頁。
- (45)*Ibid.*, p.163. 前掲訳書、216頁。
- (46)FASB(1975), *op. cit.*, par.6. 前掲訳書、148頁。

FASB(1981), *op. cit.*, par4. 前掲訳書、309頁。

- (47)M.H. Jacobi, "The Unit of Account in Consolidated Financial Statements of Multinational Enterprises", *International Journal of Accounting*, 15, Spring, 1980, p.23.

(1997年2月5日受理)